



第3次

玉東町男女共同参画計画



玉東町

令和6(2024)年3月

ごあいさつ

国内では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以降、国・県・市町村は様々な取り組みを実施してきました。

そのようななか、玉東町では、「すべての人が人として心豊かに暮らせる町をめざして」という基本理念を掲げた玉東町男女共同参画プラン（第2次計画）を平成31年に策定し、広報紙を通じた意識啓発を中心として、性という枠組みではなく個性を尊重し、誰もが人として心豊かに暮らしていける社会の実現を目指してきました。

一方、近年、急速な少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、経済発展などに対応していくため、女性の活躍推進、政治分野の男女共同参画推進などの法整備が進みました。そのほか、DVや様々なハラスメントといった人権侵害行為の防止と対策、仕事と生活の良好な両立を図るワーク・ライフ・バランスの推進、女性の視点を取り入れた防災対策の強化、性的マイノリティの人権尊重など、社会全体を俯瞰的かつ多角的に捉えながら取り組みを進めていく必要があります。

今回、第3次計画を策定するにあたり、住民意識調査を実施した結果、このような社会の活発な動きがある一方、未だ女性への差別や参画が進んでいない分野があることが明らかになりました。第3次計画では、新たな視点の導入や施策の改善を行い、すべての住民が自分らしく、それぞれが「幸福（Well being＝ウェルビーイング）」を実感しながら生きていける町の実現に向けた取り組みを強化しています。そして、その実現に向けて、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体などが連携し、本計画に基づいた取り組みを様々な場面で展開していただけますようみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました玉東町男女共同参画懇話会委員のみなさまをはじめ、ご協力いただきました多くの住民のみなさまに心からお礼申し上げます。

玉東町長 前田移津行

目次

第Ⅰ章	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の趣旨	
2	第2次玉東町男女共同参画計画の成果と課題	
第Ⅱ章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1	計画策定の目的及び基本理念	
2	計画の位置づけ	
3	計画期間	
4	計画の推進体制	
第Ⅲ章	行動計画～基本目標と施策の方向～・・・・・・・・	14
1	行動計画	
	【参考資料】男女共同参画に関する町内意識アンケート調査結果・・・・・・・・	24